ハラスメント相談室だより

第３４号
令和４年5月

ハラスメント相談室だより第３４号をお届けします。

コラム　相談員からちょっとひとこと

いじめやセクハラ、アカハラ・パワハラ等のハラスメントは、受けた人の尊厳を傷つけ、その人の人権を奪う行為です。日本国憲法には個人の尊重（尊厳）について書かれており、人権保障の基本原則が定められています。憲法に書かれていることは理想ではなく、社会において最低限守られるべきものと認識する必要があると思います。大学においても、誰もが安心・安全に生活することや、その人の存在そのものが尊重される必要があります。

ハラスメント相談室に相談される方が絶えない背景には、理性では人権尊重について理解しているつもりでも、日常の関係性の中で、一方的に相手に自分の意向を押し付け、無意識のうちに相手の尊厳を傷つけていることがあると考えられます。

どのような言動がハラスメントになるのか、という問いに、一般論として答えることは困難ですが、職場や教育・研究の場におけるあらゆる関係性の中で、特に立場の強い者から指導や注意を行なう際に、「大きな声で叱責する」「人前で（何度も）叱責する」「個室で長時間説教をする」「物事への注意や指導ではなく人格を否定する」「相手の意向や存在を無視する」などの行為により、受けた人がみじめな思いや深く傷つくことがあります。また、直接の受け手ではなくても、こうした言動を見聞きすることによって傷つくことや恐怖を感じる場合もあります。

続きは裏面

もし誰かから、「傷ついた」「ハラスメントを受けた」と言われたら、ハラスメントにあたるかどうかの前に、まずは自身の信念や価値観（信念）に目を向けていただくことが必要だと思います。「自分はこうしてやってきた」「自分は厳しい指導も耐えてきた」「ずっとこの（指導）方法でうまくいっている」といった、自分の中にある慣習や信念について点検し、見直してみていただきたいと思います。

ハラスメント防止のためには、自分の尊厳が守られることと同様に、周囲の一人ひとりの人権を尊重する姿勢をプラスしていただくことが大切だと思います。

ハラスメント相談室　開室スケジュール

キャンパス	相談室	月	火	水	木	金
豊中	**ハラスメント相談室１** <文理融合型研究棟7F 704号室> TEL　06-6850-5029	11:30-13:00	10:00-13:00	12:00-15:00	12:00-13:30	10:00-13:00
吹田	**ハラスメント相談室１** <看護師宿舎１号棟3F 1311号室> TEL　06-6879-6981	10:00-13:00		9:30-12:30		11:00-14:00
				15:30-18:30	15:30-18:30	15:00-18:00
	ハラスメント相談室２ <看護師宿舎１号棟3F 1312号室> TEL　06-6879-6982 ※男性相談員（ﾊﾟﾜﾊﾗ･ｱｶﾊﾗ担当）		9:30-13:00		9:30-12:30	
		13:30-16:30	14:00-16:15	※※ 臨時開室あり		
箕面	**ハラスメント相談室** <外国学研究講義棟１F> TEL　072-730-5112			14:15-17:15		

※※4/27、5/25、6/29、7/20、8/31、9/28のみ開室（13：30～16：30）ハラスメント全般対応可

- 専門相談員が電話あるいは対面で相談をお受けします(事前予約要)
- 秘密は厳守します。匿名での電話相談にも対応します
- 豊中・箕面の全相談室、及び吹田の相談室1はハラスメント全般について対応可能です(女性相談員)
- 各相談室の所在地、英語で相談可能な相談室･開室時間帯等、詳細は大阪大学HPをご覧ください

<大阪大学HP「ハラスメントの防止等」ページ>
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

大阪大学 OSAKA UNIVERSITY
編集・発行　キャンパスライフ健康支援・相談センターハラスメント相談室
〒560-0043 豊中市待兼山町1-17
E-mail　campuslifekenkou-harassment@office.osaka-u.ac.jp